

# 令和6年度監査計画(変更)

# 令和6年度監査計画

近年、地方分権が進められ自治体の権限と責任が高まる中で、自治体が市民に対する説明責任を果たす一環として、監査を通して行政運営の公平性、公正性、透明性、効率性の向上に努める。

そのため、①監査項目及び着眼点に抵触するものについて指摘するだけでなく、改善の方向を示す、②全庁に共通する事務について業務プロセスの制度化やルールの改善の方向を示す、③庁内からの相談に迅速、的確に対応するとともに、改善を支援し、ルールの浸透を図るといった監査等とともに、④伝わる監査等を充実させていく。

## 1 財務定期監査・行政監査

〔基本方針〕

地方自治法第9章の財務事務、経営に係る事業の管理及び一般行政事務の中から監査を実施する。全局室区を原則として4年で一巡する。前年度の財務定期監査等を踏まえ、リスク評価手続により、監査項目及び着眼点、監査の方法を設定する。

また、全庁的及び業務レベルにおける内部統制の整備・運用状況を確認し、不備を把握するとともに改善状況を確認する。

- ① 実施時期 …… 7月～3月 2期に分けて実施する。
- ② 対象とする事務 …… 次の局室区における主として令和5年度執行の事務

<第1期：7月～12月>

- 市長室
- 危機管理室
- 行財政局 (総務課、業務改革課、庁舎課、法務支援課、人事課、組織編成課)
- 文化スポーツ局
- 中央区及び長田区 (総務部 (保険年金医療課を除く))

<第2期：7月～3月>

- 行財政局 (第1期実施課等を除く)
- 建設局
- 港湾局

## 2 工事定期監査及び出資団体工事監査

### [基本方針]

工事に関する計画、設計、積算、施工並びに検査などが適正に行われているかについて、土木関係は2年周期、建築・設備関係で工事の多い局は1年、その他の局及び出資団体は2年周期で監査を実施する。

また、工事に関する内部統制の整備・運用状況を確認し、不備を把握するとともに改善状況を把握する。

- ① 実施時期            . . .    4月～3月            2期に分けて実施する。
- ② 監査対象            . . .    次の対象局 [団体] における契約金額 250 万円以上で、監査着手前 1 年間に工期のかかるもの（工事請負、製造請負及びその他請負による土木工事、建築工事、設備工事及び設備管理）、並びに工事に関する内部統制の整備・運用状況

#### <第1期：4月～9月>

- 危機管理室
- 健康局
- 環境局
- 建設局（公園関係）
- 都市局
- 建築住宅局（政策課、住宅整備課、住宅建設課）
- 港湾局
- 水道局
- 交通局
- (公財)神戸市公園緑化協会
- (一財)神戸住環境整備公社
- (株)こうべ未来都市機構
- 雲井通5丁目再開発(株)
- (株)神戸ウォーターフロント開発機構
- (地独)神戸市民病院機構
- (公大)神戸市看護大学

#### <第2期：10月～3月>

- 企画調整局
- 地域協働局
- こども家庭局
- 経済観光局
- 建設局（防災課、河川課、下水道関係）
- 建築住宅局（技術管理課、建築課、設備課、保全課）
- 消防局
- 神戸新交通(株)

### 3 財政援助団体等監査

#### [基本方針]

市が財政援助を行っている団体等の、主として令和5年度執行の事務を対象として監査を実施する。併せて、所管局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても、監査を実施する。概ね8年で一巡する。〈第1期：8月～12月、第2期：8月～3月〉

#### (1) 出資団体監査（事務）

##### [基本方針]

出資団体に対し、当該出資に係る出納その他の事務の執行が、当該出資の目的に沿って行われているかを主眼として、監査を実施する。

- ① 実施時期 …… 8月～3月
- ② 対象とする事務 …… 下記団体における主として令和5年度執行の出納その他の事務
  - 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構 (第1期)
  - 神戸航空貨物ターミナル株式会社 (第1期)
  - 株式会社神戸フェリーセンター (第1期)
  - 阪神国際港湾株式会社 (第1期)
  - 神戸市道路公社 (第2期)

#### (2) 財政的援助団体監査

##### [基本方針]

財政的援助を与えている団体に対し、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼として、監査を実施する。

- ① 実施時期 …… 8月～3月
- ② 対象とする事務 …… 下記団体における主として令和5年度執行の当該財政的援助に係る出納その他の事務
  - 阪神国際港湾株式会社（再掲） (第1期)

#### (3) 市が債務保証を行っている団体に対する監査

##### [基本方針]

債務保証を行っている団体に対し、当該債務保証に係る出納その他の事務の執行が、当該債務保証の目的に沿って行われているかを主眼として、監査を実施する。

- ① 実施時期 …… 8月～3月
- ② 対象とする事務 …… 下記団体における主として令和5年度執行の当該債務保証に係る出納その他の事務
  - 神戸市道路公社（再掲） (第2期)

#### (4) 公の施設の指定管理者監査

##### [基本方針]

公の施設の指定管理者に対し、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が、当該公の施設の指定管理の目的に沿って行われているかを主眼として、監査を実施する。

- ① 実施時期 . . . 8月～3月
- ② 対象とする事務 . . . 下記団体における主として令和5年度執行の当該管理業務に係る出納その他の事務

指定管理者	施設名	実施時期
一般財団法人神戸港湾福利厚生協会	神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス	(第1期)
神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体	神戸市立海外移住と文化の交流センター	(第2期)
TRC&長谷工 meet BACH	こども本の森神戸	(第2期)

## 4 決算審査及び基金運用状況審査

### [基本方針]

決算書及び決算附属書類が適正に作成されているかについて審査するとともに、予算の執行並びに事業の経営が適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

また、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、基金運用状況報告書等が適正に作成されているかについて審査するとともに、基金が目的に応じ適正かつ効率的に運用されているかについて審査する。

#### (1) 公営企業会計決算等審査

- ① 実施時期 . . . 5月～8月
- ② 審査対象
  - 下水道事業会計（下水道事業基金を含む。）
  - 新都市整備事業会計
  - 港湾事業会計
  - 自動車事業会計
  - 高速鉄道事業会計
  - 水道事業会計
  - 工業用水道事業会計

#### (2) 一般会計決算等審査

- ① 実施時期 . . . 5月～8月
- ② 審査対象

一般会計

特別会計（12 会計）

- |                                       |                                  |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 市場事業費           | <input type="radio"/> 市街地再開発事業費  |
| <input type="radio"/> 食肉センター事業費       | <input type="radio"/> 市営住宅事業費    |
| <input type="radio"/> 国民健康保険事業費       | <input type="radio"/> 介護保険事業費    |
| <input type="radio"/> 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 | <input type="radio"/> 後期高齢者医療事業費 |
| <input type="radio"/> 駐車場事業費          | <input type="radio"/> 空港整備事業費    |
| <input type="radio"/> 農業集落排水事業費       | <input type="radio"/> 公債費        |

(3) 基金運用状況審査

- ① 実施時期 …… 5月～8月
- ② 審査対象
  - 都市整備等基金

(4) 魚崎財産区決算審査

- ① 実施時期 …… 7月～8月

## 5 健全化判断比率等審査

〔基本方針〕

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率について、適正に算定されているかを審査する。

- ① 実施時期 …… 5月～8月

## 6 内部統制評価報告書審査

〔基本方針〕

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかを審査する。審査をするにあたっては、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、特に、意を用いるものとする。

- ① 実施時期 …… 5月～8月

## 7 例月出納検査

〔基本方針〕

会計管理者及び公営企業管理者の行う現金（預金、有価証券を含む）の出納事務が適正に行われているかを検査する。

- ① 実施時期 . . . 4月～3月の毎月
- ② 検査対象
  - 会計管理者所管の現金出納事務
  - 交通事業管理者所管の現金出納事務
  - 水道事業管理者所管の現金出納事務
- ③ 主な着眼点
  - 会計諸帳簿の計数の確認
  - 預金証書等の保管、在高確認
  - 保有債券の増減確認
- ④ 担当職員
  - 第1課、第2課の職員

## 8 その他の監査

監査委員が必要と認める場合は、別途、監査を実施する。